

子どもの人権

1 はじめに

ア 子どもの人権救済センターの拡充

東弁は1985（昭和60）年に「子どもの人権110番」（無料電話相談）をスタートし、電話相談や面接相談を通じて多数の相談を受け、あるいは、幾多の子どもの人権救済の申立てを受理してきた。相談時間は平日13:30～20:00（ただし、16:30～17:00は休み）、土曜13:00～16:00であり、1か月の相談件数は100件前後に上る。

学校内でのいじめ、対教師トラブル、不登校、家庭内での虐待、少年犯罪、児童養護施設内での虐待等々相談は多岐にわたる。なお、近時は、いわゆる無戸籍問題の相談も受け付けている。

イ 子どもの権利条約の運用

また、1989（平成元）年には子どもの権利条約（以下「条約」という。）が国連総会において採択され、1994（平成6）年には我が国も批准し、2024（令和6）年には採択35周年、批准30周年を迎えた。さらに、2016（平成28）年7月1日に東弁会員の大谷美紀子弁護士が国連・子どもの権利委員に当選し、2021（令和3）年5月には委員長（任期2年）に選出された。

条約3条1項は、子どもに関する全ての措置をとるに当たって「子どもの最善の利益」が主として考慮されることを定め、条約12条1項は、「自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」と、その意見が「その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」ことを保障している。

我々は、引き続き、子どもの権利を尊重することが社会の中で文化として根付くように力を尽くさなければならない。

ウ 子どもの手続代理人制度について

家事事件手続法は、子の身分関係に影響が及ぶような一定の家事事件においては、未成年者である子も意思能力があれば、自ら手続行為をすることとし（同法151条2号（子の監護に関する処分）、168条3号（親権喪失・停止、管理権喪失）、同条7号（親権者指定・変更）等）、家庭裁判所が相当と認める場合には職権で参加させることもできることとしたうえで（同法42条3項）、裁判所が弁護士を手続代理人に選任することもできることとしている（同法23条1項・2項）。

これにより子どもの手続代理人制度の一部が実現したものと思われるが、費用の負担については、職権選任の場合であっても国庫負担はなく、原則として子ども本人（例外的にその他の当事者等）が負担すべきものとされていることから、国選代理人が報酬・実費の支払いを受けられない可能性が指摘されている。2017（平成29）年7月より日弁連が実施する「子どもに対する法律援助」が拡大され、国選私選のいづれについても手続代理人の報酬援助がなされることとなったが、引き続き、総合法律支援法の改正による手当てが急務である。

また、実際の子どもの手続代理人制度の実施状況を見ると、2013年（平成25）年の制度施行後、ほとんど選任事例はなく（報道では年間数十件程度）、運用は消極的であると言わざるを得ない。

この点、2024（令和6）年に公布された民法改正の審議過程では、「子どもの意見表明」という文言を条文上、明記すべきかどうかについて活発な議論が行われ、最終的には見送られたものの、「子の人格を尊重する」（新民法817条の12第1項）という文言に「子の意見等が適切な形で尊重されるべきとの考え方が含まれ

る」との解釈がなされている（原田綾子「子どもの手続代理人のケース研究（第7回・最終回）」家庭法と裁判56号109頁）。

したがって、新民法の施行後は、子どもたちの意見表明権の保障の観点からも、より一層積極的に子どもの手続代理人制度の利用を促進すべきである。

また、2022（令和4）年6月に成立した児童福祉法改正では、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に、児童の意見聴取等の措置を講ずることされ、都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備（意見表明等支援事業）を行うこととされた（2024（令和6）年4月施行）。これを受け、東京都では、一時保護や児童相談所が決定する施設入所等の阻止等の際に、子どもの意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員制度を2024（令和6）年度からモデル的に実施されることとなったが、いまだ利用が広く行われているとは言い難く、当会としても積極的な運用を促す努力をすべきである。

2 子どもの福祉の分野において

ア 児童虐待防止の取り組み

子どもに対する虐待被害は依然として深刻である。我々は、児童相談所との連携を深めながら、虐待防止のための活動を続けていかなければならないが、さらには、各市区町村に設置された子ども家庭支援センター等との連携も模索し、児童福祉行政に広く関わっていく必要がある。

2016（平成28）年の児童福祉法改正では、特別区も政令により定める「児童相談所設置市」となりうることとされ（法59条の4）、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされた（法12条3項）。2025（令和7）年度現在で、10区が児童相談所を設置している。しかしながら、区児童相談所の中には、設置する一時保護所に入所する児童数が、すでに定員を大幅に超過している等、十分な人材や施設等の資源が確保されているとは言い難い。我々は、児童福祉行政に関わるに当たって、諸制度の沿革や制度趣旨に精通し、さらには、医学や心理学などの諸科学の知見にも接しつつ、子どもの福祉の実現のために誠実に活動していくなければならない。

イ カリヨン子どもセンターとの連携

2004（平成16）年6月には、子どもの人権救済活動に携わる東弁の会員を中心に、「カリヨン子どもセンター」（現在は、社会福祉法人）が設立された。これは、虐待を受けたり、少年犯罪に巻き込まれたり、児童養護施設出身者であるなどのために、帰るべき家庭を失った子どもたちのために、一時避難場所としてのシェルター「カリヨン子どもの家」を運営することを目的としており、全国初の試みとして画期的なものであった。カリヨンを利用する子どもの多くは、前述の子どもの人権110番の電話相談への相談を経由し、その場合は、電話相談を受けた弁護士が子ども担当弁護士として、保護者との交渉や各種ケースワークを子どもに寄り添って行うこととなっている。子どものシェルター開設運動はその後全国的な拡がりを見せ、全国の子どものシェルター関係者が一堂に会する全国ネットワーク会議も注目されている。また、2022（令和4）年には多摩地区に子どもシェルターを作るための「子ども・若者センター こだま」も設立された。

他方で、1年間の延べ入居者数が厚労省が定める基準に達せず措置費が減額されて休止に追い込まれるシェルターも出てきている。その背景には、子どもシェルター入居者は手厚いケアを要する場合が少なくなく、受け入れ人数を単純に増やせないという事情がある。安定的な運営を確保するための制度設計が必要である。

ウ 民事法の改正について

2024（令和6）年5月には、離婚後の共同親権の導入、親権・監護等に関する規律の見直し、養育費の履行確保に向けた見直し、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し、などを含む改正民法が成立した（施行日は、2026（令和8）年4月1日）。現在、改正法の円滑な施行のために、また、子の利益の適切な確保のために、政府は、関係府省庁の申合せにより、「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」を開催している。弁護士会としても、同連絡会議の議論状況を踏まえながら、子どもの生活にとって大きな影響をもたらす可能性のある法改正であることから、裁判所をはじめとする実務の運用にも注視しつつ、弁護士として個別事案に臨む際にも、子どもの存在に思いをはせながら取り組む必要がある。

以上